

北海道ネーミングライツ制度基本方針

平成25年3月19日 制定

1. 趣旨

北海道では、「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」(平成18年3月制定)に基づき、平成18年度から、道立真駒内公園等の施設を対象としてネーミングライツ制度を導入し、平成24年度までに6施設においてネーミングライツ事業を実施しました。

この間、ネーミングライツ制度は、道有資産を有効に活用し新たな歳入確保を図る効果的な取組の一つとして定着しましたが、その一方で、スポンサーによる法令違反等の不祥事件の防止対策や、市場ニーズを踏まえた導入対象施設の拡大等についての課題も明らかになりました。

このため、道では、応募資格その他の募集要件、審査選定の手続き及び実施体制のあり方等について必要な見直しを行い、ここに基本方針として、遵守すべき基本的事項を定め、今後におけるネーミングライツ制度の適正かつ効果的な運用を図ることとしました。

2. ネーミングライツの概要

(1) 定義

「ネーミングライツ事業」は、道が、法人その他の団体（以下「民間事業者等」という。）に対し、道有施設その他の道有財産等（以下「道有財産等」という。）に愛称を付与する権利及びこれに付帯する諸権利等（以下「ネーミングライツ」と総称する。）を設定し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいい、道とネーミングライツ事業契約を締結する相手方を、「ネーミングライツスポンサー」と呼びます。

(2) 目的及び効果等

ア 目的

ネーミングライツ事業は、道有財産等のネーミングライツによる経済的価値を有効に活用し、道の新たな歳入確保と道有財産の効果的・効率的な維持運営を図るとともに、民間事業者等がネーミングライツ事業を通じて地域社会に貢献する機会を提供し、もって、民間資金等を活用した道民サービスの質の向上に資すること等を目的として実施します。

イ 道民・道にとってのメリット

対象となる道有財産等の維持管理及び運営等に資する安定的な財源確保が図られ、道民サービスの質の向上につながります。

ウ ネーミングライツスポンサーにとってのメリット

企業名や商品ブランド名等を冠した愛称が、道の事業及び広報活動並びにマスメディアによる報道等を通じて多くの方々目に触れることによる宣伝効果とともに、道に支払うネーミングライツ料が、様々な道民サービスの質の向上に資する財源として活用されることにより、地域社会に貢献する民間事業者等としてのイメージアップ効果等が期待されます。

3. 対象となる道有財産等

道は、道有財産等のうち、広く道民等の利用に供される庁舎以外の施設設備であって、利用者数やマス・メディアへの露出状況等を踏まえ、民間事業者等が愛称を付与することにより一定のPR効果が見込まれるものを指定し*1、ネーミングライツスポンサーを募集します。

また、指定施設以外の道有財産等についても、民間事業者等からの具体的な企画提案を公募し、スポンサー・道民(利用者)・道のいずれにとっても一定のメリットが期待できる場合は、積極的に導入を検討し、対象施設の拡大を図ることとします。

ただし、施設指定型スポンサー公募の対象施設、施設の設置目的及び利用実態に照らして特定の民間事業者等が愛称を付与することになじまない学校、保育所、病院等の施設や、法令等により特定の民間事業者等が愛称を付与することが禁止されているもの等は対象外とします。

4. 遵守事項

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、道民の信頼を損なうことのないよう、対象となる道有財産等に関係する一切の法令等との適合状況を常に確認し、適法性を確保して実施するとともに、手続きの透明性・公平性を確保するため、ネーミングライツスポンサーの募集は、期間を定めて公募することを原則として、施設ごとに公募要項を定めて公表し、募集条件及び選定基準等を明らかにして行います。

また、道有財産等の愛称に寄せる道民の高い信頼等に鑑み、ネーミングライツスポンサーによる法令違反等の社会的信用失墜行為を未然に防止する観点等から、優先交渉権者の審査・選定、契約の締結及び更新時におけるコンプライアンス審査を行う等により、信頼性の確保を図ります。

5. 募集条件

道は、原則として、次の条件によりネーミングライツスポンサーを公募します。

(1) 契約希望額

契約希望額は、道が希望する契約金額の総額及び年額であって、申込者がネーミングライツ料を提案する際を目安として公募要項に記載して公表します。

金額は、類似施設の契約実績や、当該施設の利用者数、マス・メディアへの露出状況等を総合的に勘案して施設ごとに設定します。

(2) 契約期間(愛称使用期間)

愛称使用期間は、2年以上4年以内の期間を標準として、施設ごとに適切な期間を設定し公募要項に記載して公表し、優先交渉権者との協議を経て、契約に定めます。

なお、対象施設の将来的なあり方に関する見直し等に基づく特別の事情がない限り、当初の契約期間終了後にネーミングライツスポンサーから申出があったときは、必要な協議を経て延長できることとします。

(3) 募集方法

新たにネーミングライツスポンサーを募集するとき又は募集条件の全部又は一部を見直したときは、原則として、1か月以上(やむを得ない事情がある場合は3週間以上)の募集期間を設定し、道が直接公募します。

なお、募集期間中に応募がない等の理由により、募集条件等を変更せずに随時募集を継続するときは、随時申込みを受け付け、毎月月末に一旦締め切り、選定手続きを行います。

*1指定施設以外の道有財産等についても、「北海道と民間事業者等との協働に関する提案募集」事業実施要領に基づく民間事業者等からの具体的な企画提案により、スポンサー・道民(利用者)・道のいずれにとっても一定のメリットが期待できると認められた場合は、積極的に導入を検討し、対象施設の拡大を図ることとします。

(4) 命名できる愛称の範囲

ネーミングライツスポンサーは、施設の愛称として、下表に示す範囲内において、企業名や商品ブランド名等を冠した名称を付与することができます。なお、愛称は、施設の通称として表示・使用されますが、条例等に基づく施設の正式な名称ではありません。

命名できる愛称の範囲

次の各号のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についても特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) その他道有財産等の愛称として使用することが適当でない認められるもの

(5) 名称変更に伴う費用の負担等

愛称を表示するため、道有施設等の看板を設置又は変更するときや、愛称使用期間の終了に伴う原状回復のため看板を撤去するときは、いずれも、ネーミングライツスポンサーがその責任と費用を負担して行うことを原則とします。

また、屋外広告物条例等の法令の規定に基づき必要となる手続きや、道以外の主体が設置管理する道路標識、案内表示等の変更に係る手続きについても、ネーミングライツスポンサーがその費用を負担して行います。

(6) 応募資格

原則として、別表1に定めるとおりとします。

(7) 優先交渉権者の選定の手続き

ネーミングライツ契約の優先交渉権者は、所管部局長ほか複数の道職員（計5名程度）で構成する選定委員会における応募者の申込書類の厳正な審査・評価を経て決定します。

(8) 選定の基準

原則として、別表2に定めるとおりとします。なお、提案募集型施設について、例えば、地域社会への貢献を特に重視した提案や、応募金額について、金銭によらず役務やサービスを提供する等の提案が行われた場合は、必要に応じ、審査の項目や配点を変更する場合があります。

(9) 契約の締結

優先交渉権者は、道との交渉を経てネーミングライツ事業契約を締結します。

契約には、下表に掲げる事項について必ず規定します。

また、ネーミングライツスポンサーは、契約締結に際し、応募資格を満たしていることを誓約する書面を道に提出するとともに、契約期間中において、誓約に違反する事実があると認めるときは、契約の規定に基づき、遅滞なく道に書面で報告するものとします。

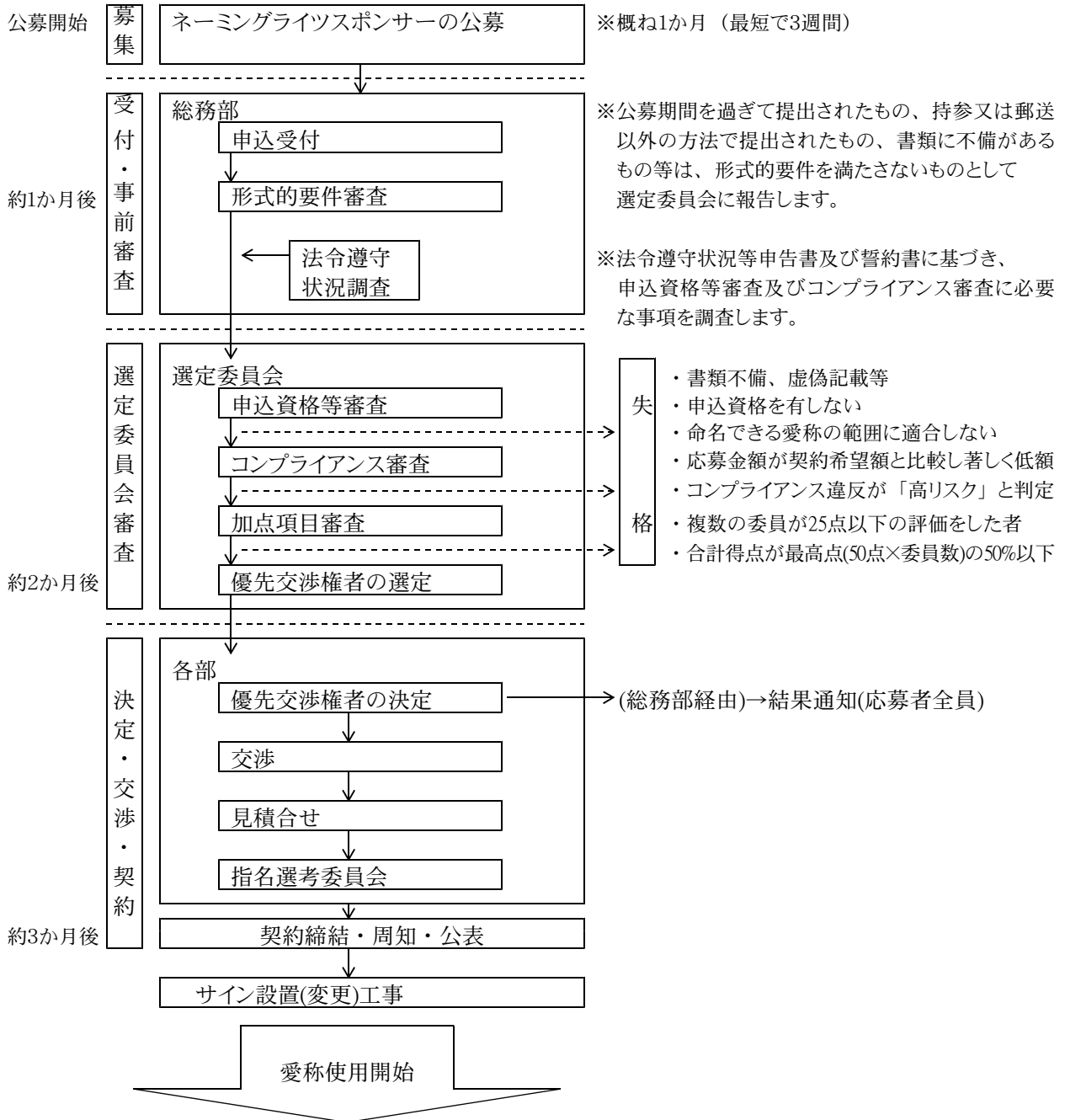
契約事項の概要

- (1) 愛称の付与及びこれに付帯する名称表示サインの変更その他の諸権利等に関する事。
- (2) 愛称使用期間（及びその更新）に関する事。
- (3) ネーミングライツ料の金額及び納入方法等に関する事。
- (4) 契約保証金に関する事。
- (5) 契約の解除に関する事。
- (6) 損害賠償に関する事。
- (7) 法令の遵守に関する事。
- (8) 秘密保持に関する事。
- (9) 権利譲渡等の禁止に関する事。
- (10) その他必要な事項

(10) 優先交渉権者の決定の取消し又はネーミングライツ事業契約の解除

道は、優先交渉権者又はネーミングライツスポンサーとして決定された者が、その決定後に応募資格要件を欠くこととなった場合、又は、違法行為等により社会的信用を失墜したと客観的事実により認めた場合は、原則として、優先交渉権者の決定を取り消し、又は、契約を解除するものとします。

(11) 申込みから愛称の使用開始までの手続きの流れ



【 応募資格 】

1. 公共施設のネーミングライツスポンサーとしてふさわしい法人その他の団体であって個人でないこと。
2. 応募者が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 応募者の業種若しくは営業又は事業等に関係する(以下「関係法令」という。)に違反している団体
 - (2) 行政機関からの行政指導(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第6号に規定する行政指導をいう。)による改善がなされていない団体
 - (3) 関係法令の規定による不利益処分(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分をいう。)を受け、その不利益処分のあった日から3年を経過しない団体
 - (4) 関係法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない団体
 - (5) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2の規定により道から指名停止を受けている団体又は同要領別表第1若しくは別表第2に掲げる停止要件のいずれかに該当する団体
 - (6) 役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア ネーミングライツに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - イ 関係法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - ウ 暴力団員等(北海道暴力団の排除の推進に関する条例(平成22年12月17日条例57号)第2条第3号の暴力団員等をいう。)
 - (7) その他ネーミングライツスポンサーにふさわしくないと認められる業種又は事業者であるもの。

例示すると、おおむね次のとおりである。

 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)
 - イ 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業をいう。)を営む事業者
 - ウ インターネット異性紹介事業者(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者をいう。)
 - エ 探偵業(探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第2条第2項に規定する探偵業を営む事業者をいう。)
 - オ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条に規定する銃砲刀剣類の製造又は販売を行う事業者
 - カ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引又は同法第58条の4に規定する訪問購入若しくはこれらに類する取引を行う事業者
 - キ 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第2条第6項に規定する前払式特定取引を営む事業者のうち、友の会事業を主とするもの又は同法第11条第1項に規定する前払式割賦販売を主として営む事業者
 - ク 法律の定めのない医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品等を取り扱う事業者
 - ケ 貸金業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業をいう。)を営む者のうち、消費者向け金銭の無担保貸付を業とするもの
 - コ たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者
 - カ 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者

申込みの審査及び優先交渉権者の選定の方法

〇〇〇ネーミングライツ選定委員会における審査の結果、申込みの形式的要件を満たしていると認められた者を対象として、申込資格等審査及びコンプライアンス審査を行い、更に、その合格者を対象として、申込の応募者の北海道への貢献度、経営の安定性、過去及び現在におけるコンプライアンスの状況、愛称及び応募金額等を総合的に審査・評価して得点化し、高順位の者を優先交渉者として選定します。
選定にあたっての審査項目、配点及び審査方法は次のとおりです。

1 審査の方法

審査の区分		審査の方法
事前 審査	形式的要件審査	申込期間内に、公募要項に定める方法で提出されたすべての申込書類を審査し、申込みの形式的要件を満たしているかどうかを確認する。
	法令遵守状況調査	法令遵守状況等申告書に基づく庁内調査の実施(総務部総務課)
選 定 委 員 会 の 審 査	申込資格等審査	選定委員会は、形式的要件審査及び法令遵守状況調査の結果報告に基づき、申込の形式的要件を満たしていると認められた者を対象として、申込資格を有しているかどうかについて審査する。 ※次のいずれかに該当する場合は、失格となる。
	失格となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書類又は添付書類若しくはそれらの記載事項に重大な不備又は虚偽の記載があることが判明した場合 ・公募要項に定める申込資格を有していない場合 ・愛称の提案が、公募要項に定める命名できる愛称の範囲に適合しない場合 ・応募金額が契約希望額と比較して著しく低額である場合
	コンプライアンス審査	選定委員会の各委員は、形式的要件及び申込資格を満たす者を対象として、2の1の(1)~(5)に掲げる審査項目について、同表の評価の視点及び方法に沿ってコンプライアンス違反のリスク評価を行う。
	失格となる場合	選定委員会の審議の結果、「高リスク」と判定された場合
審 査	加点項目審査	選定委員会の各委員は、コンプライアンス審査に合格した応募者を対象に、2の2の(1)~(5)の審査項目について審査し、3の判断基準に基づき評価結果を点数化して順位付けを行う。
	失格となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の委員が25点以下の評価をした者 ・合計得点が、最高点(50点に委員数を乗じた点数)の50%以下である者

2. 審査項目及び配点等

2-1 コンプライアンス審査

審査項目	評価の視点
(1) 行政指導の履歴及び対応状況 等	ア 審査項目に該当する該当事実の有無
(2) 道民等からの苦情相談の状況 等	イ 該当事実に係る法違反の蓋然性
(3) 役員等の非違行為の履歴及び対応状況 等	ウ 発生頻度及び増加の傾向
(4) 社会的信用失墜につながる事件・事故等の履歴及び対応状況 等	エ 行為の悪質さ、結果の重大さ
(5) その他違法行為が疑われる事象	オ 事後対応の状況、再発可能性
評価の方法	
選定委員会が、「高リスク」と判定した者を失格とする。	

2-2 加点項目審査

審査項目及び評価の視点	配点	各委員による得点化の方法
(1) 文化・スポーツ等を通じた北海道への貢献度 ・取組みの実績(回数、対象人数等)、効果(成果)及び今後の計画 等	10	【審査項目(1)~(3)】 各委員は、審査の項目・ポイントについて、3の判断基準により評価を行い、ランクに応じた係数を乗じて配点する。 ※過半数の委員が25点以下[失格]の評価をした者は失格となる。
(2) 経営の安定性及び倫理・コンプライアンス体制 ・決算報告書類に基づく主要な財務指標等による資本や収支のバランス、財務の健全性 等 ・倫理・コンプライアンス体制の整備状況 等	15	【審査項目(4)】※
(3) 愛称 ・親しみやすさ、呼びやすさ、バランスの良さ 等	15	応募金額が最高の者を1位として10点を付与し、2位以下は、その応募金額を1位の金額(最高応募金額)で除して算出した率を10点に乗じて得た点数を付与する。(小数点以下第1位を四捨五入)
(4) 応募金額 ・契約希望額に照らした妥当性 等	10	
合 計	50	合計得点が、最高点(50点に委員数を乗じた点数)の50%以下で失格となる

※応募金額の得点 = 15点 × 当該応募金額 / 最高応募金額

[算出例] A者: 応募金額1,000万円 (応募者の中の最高金額) → 1位で得点は10点
B者: 応募金額 600万円 10点 × 600万円 / 1,000万円 = 6点 → 2位で得点は 6点

2. 得点化の判断基準

加点項目に係る内容評価の意味合い(判断基準)	評価	得点化方法
評価の視点に照らし、内容が非常に優れている。	A	配点 × 1.00
評価の視点に照らし、内容が優れている。	B	配点 × 0.80
評価の視点に照らし、内容がやや優れている。	C	配点 × 0.60
評価の視点に照らし、内容が標準的である。	D	配点 × 0.40
評価の視点に照らし、内容がやや劣っている。	E	配点 × 0.20
評価の視点に照らし、内容が劣っている。(加点水準に達していない)	F	配点 × 0.00

3. 優先交渉権者の選定方法等

選定委員会の各委員は、加点審査の結果、得点が最も高い者を1位し、得点が25点以下の者を失格とします。

選定委員会は、1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉者として選定する。この場合において、1位とした委員の数が同数の場合は、各委員の得点の合計が最も高い者を選定し、合計得点が同数の場合は、応募金額が最も高い者を選定します。

なお、選定委員会は、複数の委員による得点が25点以下で失格とされた者又は合計得点が最高得点(50点に委員数を乗じた点数)の50%以下の者を失格とします。

4. 審査結果の通知

選定委員会による選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

また、選定結果の公表は、優先交渉権者として選定された団体の名称及び概要並びに提案された愛称及び応募金額についてのみ道のウェブサイトに掲載して公表することとし、これ以外の事項に関するお問い合わせには応じられません。